

栃木県警察指定協力医運営要綱の制定について

平成25年3月14日

栃捜一第1号

この度、警察医の負担軽減及び将来における警察医の確保を目的として、「栃木県警指定協力医運営要綱」を別添のとおり制定し、平成25年4月1日から運用することとしたので、適正な検視業務に特段の配慮をされたい。

なお、要綱制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりである。

記

1 制定の趣旨

変死事案における検視時の立会は、主に警察医の嘱託等に関する訓令（昭和49栃木県警察本部訓令第4号）に定める警察医が当たっており、その業務は、昼夜をかたぬ対応を余儀なくされるなど、負担は計り知れない。

このことから、警察医の検視業務の負担を軽減するため、「栃木県警察指定協力医の委嘱を行い、適正かつ円滑な検視業務を推進することとしたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 栃木県警察指定協力医に対する立会協力の要請

検視及び死体見分時における立会を要請する時は、原則として自署を担当する定協力医に対して行うものとする。

(2) 委嘱及び解嘱

委嘱は、警察署長が委嘱書を交付して行い、解嘱は、警察署長が通知書を交付して行うものとする。

(3) 定数

自署管内の実情に応じた人数とする。

(4) 名簿

栃木県警察指定協力医の名簿については、各警察署長から刑事部捜査第一課長宛てに送付するものとする。

(5) 警察医との連携

栃木県警察指定協力医の運用に当たっては、自署管内の警察医との連携を密にし円滑な運用に努めるものとする。

別添

栃木県警察指定協力医運営要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、栃木県警察指定協力医（以下「指定協力医」という。）の委嘱、運等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第 2 指定協力医は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 警察署長の要請を受けて、検視及び死体見分時における立会を行うこと。
- (2) その他必要と認められる検視に関すること。

(委嘱)

第 3 指定協力医を委嘱するときは、次の手続により行うものとする。

- (1) 警察署長は、警察医の嘱託等に関する訓令（昭和 49 年栃木県警察本部訓令 4 号）で定める自署管内の警察医と調整の上、次に掲げる要件を満たす者を刑部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）と協議し、委嘱するものとする。

ア 自署管内において病（医）院を開業し、又は自署管内の病（医）院に勤務する医師であること

イ 地域住民の信望が厚いこと

ウ 警察業務を理解し、協力的であること

エ 政治的に中立であること

オ その他指定協力医として適性を有すること

- (2) 上記(1)における協議は、栃木県警察指定協力医協議書（別記様式第 1 号）にり行うものとする。

- (3) 指定協力医の委嘱は、委嘱書（別記様式第 2 号）を交付して行うものとする。

(委嘱期間)

第 4 指定協力医の委嘱期間は、3 年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(解嘱)

第 5 指定協力医を解嘱するときは、次の手続により行うものとする。

- (1) 警察署長は、指定協力医が辞意を表明したとき又は死亡、病気その他業務継が困難であると認めるときは、捜査第一課長と協議し、これを解嘱するものとする。

- (2) 指定協力医の解嘱は、通知書（別記様式第 3 号）を交付して行うものとする。

(協力の要請及び報告)

第 6 上記第 2 の事項に係る協力要請は、原則として、警察署長が自署を担当する

指協力医に対して行うものとし、要請したときは、警察署長は、当該指定協力医の氏及び要請日時場所を捜査第一課長に通知するものとする。

(謝金の支給)

第7 指定協力医が、警察署長の要請に基づき、上記第2の事項を実施したときには「死体検案医師に対する謝金支給について」(平成24年3月5日付け栃捜一第1号 規通達)に基づき謝金を支給するものとする。

(協力医に対する研修)

第8 警察署長は、指定協力医を委嘱したときは、速やかに検視に関する基礎的な研を法医学の知識を有する警察医等に依頼することにより、実施するものとする。

(名簿の備付け及び報告)

第9 警察署長は、指定協力医を指定した場合は、栃木県警察指定協力医名簿(別記式第4号)を備え付け、委嘱の状況を明らかにするとともに、捜査第一課長に同様により送付するものとする。

(事務処理)

第10 この要綱に関する事務処理は、刑事部捜査第一課において行うものとする。